

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

○警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六 四十七（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六 四十七（略）</p>

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六～四十七（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六～四十七（略）</p>

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六 四十七（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六 四十七（略）</p>

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六〇四十七（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六〇四十七（略）</p>

○国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六～四十七（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六～四十七（略）</p>

○確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の三第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第二号、第二号の二若しくは第五号又は第四十九条第二号から第四号までに規定する罪</p> <p>三十六〇四十七（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪</p> <p>三十六〇四十七（略）</p>